

玉野市庁舎整備事業 設計施工事業者選定 公募型プロポーザルの参加表明に関する質疑への回答

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
1	実施要領 P.2 2(8)	提案上限価格の内訳をご教示頂けないでしょうか。	内訳の公表はできません。
2	公募型プロポーザル 実施要領	予定価格の上限額について、再委託費（調査業務など）、設計業務費、工事監理業務費、施工業務費などの内訳毎に上限価格は設定されていないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領 P.2	特定建設工事共同企業体の手法について記載がございませんが、甲型、乙型の採否は、参加者側で選択することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	実施要領 (1)参加者の構成 等 P2	「設計事務所の最低出資比率と構成員の制限は設けない」とあります。設計事務所が構成員となる場合の出資比率は0%でもよいのでしょうか。また、構成員の制限を設けないとは、設計事務所の会社数に制限を設けないということでしょうか。	お見込みのとおりです。設計事務所には出資比率及び会社数の制限を設けていません。
5	実施要領 P.2	4. 参加資格の④の出資比率の計算方法について、提示された最低出資比率は、設計費を除く建設工事部分の総額に対して、JV構成員の持分金額の比率と考えて宜しいでしょうか。（設計会社の持分は出資比率に計上しない）	お見込みのとおりです。設計事務所には出資比率及び会社数の制限を設けていません。
6	実施要領 P.4	過去実績について、a、bの両方の要件を満たす単一の建築物における実績がある場合には、様式4-2の②a、②b欄両方に同一の記載が必要でしょうか。また、添付する資料も2セット必要でしょうか。	同一の建物で「a、b両方の要件を満たす場合」は、bの記入欄は省略して構いません。添付する資料も1セットで構いません。なお、様式0 様式リストに各提出資料の体制・記載内容・添付資料等について記載していますのでご確認ください。
7	実施要領 P.4 (3)ア②	JVで参加、設計業務を行う者が2人以上となる場合は、どちらかの企業が実績要件のa,bを満たしていれば参加可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	実施要領 P.4 4(3)イ②	JVで参加、施工業務を行う者が2人以上となる場合はどちらかの企業が実績要件のa,bを満たしていれば、参加可能と考えて宜しいでしょうか。	施工業務については、代表構成員がa,bの実績を満たす必要があります。

様式3

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
9	実施要領 P.5 4(3)ウ②	JVで参加、監理業務を行う者が2者以上となる場合はどちらかの企業が実績要件のa,bを満たしていれば参加可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	実施要領 (4)実施体制 P6	統括責任者は、設計側の責任者が業務を担ってほしいのでしょうか。	設計管理技術者が統括責任者を兼任することはできません。施工会社と設計事務所のJVとして参加し、設計事務所側から設計管理技術者とは別に統括責任者として配置することは可能です。統括責任者には、設計と施工の相互調整・統括および設計から施工まで一貫したコスト管理の役割を求めています。
11	実施要領 P.8 5(1)エ	参加表明に関する質疑回答が1月27日、参加表明書提出の締切が2月3日となっており、回答確認後、提出まで日数がありません。参加表明に関する質疑回答を随時、公表して頂けないでしょうか。	質疑回答の随時公表はできません。
12	実施要領 P11 9.(3)イ	添付する「特定建設業の許可証」は写しで可でしょうか。	写しによる提出を可とします。
13	実施要領 P11 9.(3)イ	特定建設共同企業体で参加の場合、各構成員の「建築士事務所登録証明書」もしくは「特定建設業の許可証」が必要でしょうか。	お見込みのとおり必要です。
14	実施要領 P.11 9(3)イ 【様式4-2】	参加資格確認書(設計業務・施工業務・監理業務)について、JVで参加の場合、設計業務・施工業務・監理業務をそれぞれ2者以上で担当する場合は、参加要件を満たす企業1者のみが提出すれば宜しいでしょうか。 また、添付資料及び実績証明についても、参加要件を満たす企業1者のみが提出すれば、その他の企業は提出不要との解釈で宜しいでしょうか。	参加要件確認書については、共同企業体の構成を確認するため、全社提出をお願いします。添付資料及び実績証明は要件を満たすことが確認できれば、全社提出する必要はありません。
15	実施要領 P.11 9(3)ウ 【様式5】	特定建設工事共同企業体協定書については、提案価格が決まっていない参加表明の段階では、各社の出資割合を決定出来ません。可能であれば、協定書の提出を技術提案書提出時に変更して頂けないでしょうか。もしくは、参加表明時に提出した、出資割合を後日、変更しても宜しいでしょうか。	参加表明提出時は、出資割合(予定)と記載して提出してください。技術提案書提出時に確定した協定書を提出してください。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
16	実施要領 P11 9.(3)エ	参加資格に関する実績を確認できる資料としてC O R I N Sの写しは可でしょうか。	可とします。
17	実施要領 10. 技術対話の方法等 P12	VE提案は技術対話に参加しないと提案及び採否をしてもらえないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	実施要領 10. 技術対話の方法等 P12	「技術提案は対話の有無によらず、提案者の判断で提案し、提案価格に反映する」とあります。提案者の判断で提案し価格に反映しましたが、審査の段階で提案不可ということもあるのでしょうか。	技術審査では、技術提案の内容の可否ではなく、参加者の技術力を評価することになります。なお、技術提案は実施要領に記載のとおり、評価基準の提案項目の「評価の視点」に沿い、コストが同等、もしくは上昇するがそれ以上に品質が向上するものを指します。
19	実施要領 (2)契約の成立 P18	「最優秀提案者は、発注者と協議、見積合せを行い」とあります。見積合せとは、具体的にどのようなことを行うのでしょうか。	今回の設計施工事業者は、公募型プロポーザル方式で選定を行います。随意契約手続きとして見積合せ（協議）を行ったうえで仮契約を締結します。
20	実施要項 P18	参加者によるヒアリング等における発言回答内容は提案書類における提案内容と同様の扱とし、本工事の契約上の拘束力を有するとありますが、現時点でヒアリング応答内容を全てとするのであれば、契約上の内容として取り扱う内容を事前に玉野市からの質疑として提示していただけないでしょうか。	技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）における発言回答内容は評価対象となるため、契約上の拘束力を有する扱いとします。ヒアリング前の質疑内容の提示は予定していません。契約内容については、契約前に協議を行いその内容を契約に反映することもあります。
21	実施要領 15.提案内容不履行の場合の措置 P19	「要求品質・機能を低下させずに工事費を低減できる手段」のVE提案項目が履行できない場合は、金額はそのままし、基本計画図の方法で行う」とあります。金額はそのままとは、どのような意味でしょうか。	契約金額の変更は行わないとの意味です。
22		大幅な物価上昇により提案VEも基本計画も提案金額とおり施工できないことが、着工前に判明した場合、物価上昇分の変更契約に応じていただけるのでしょうか。	契約変更については、契約書及び契約約款に基づき協議を行います。
23	基本計画 3事業スケジュール P21	施工期間の20ヶ月にはB、C棟の解体も含むと考えるのでしょうか。	20ヶ月は新庁舎の施工期間であり、B、C棟の解体は新庁舎の施工開始前（令和6年5月～7月頃）に実施することを想定しています。

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
24	基本計画 4概算事業費 P21	概算事業費が提示されていますが、提案上限価格との関係性をご教示ください。	基本計画書では整備事業全体（本設計施工業務範囲外も含まれる）の概算費を示しており、提案上限価格は整備事業全体費のうち、本設計施工業務範囲を示しています。
25	基本計画書23頁 概算事業費及び 財源計画	その他、「設計費、工事監理費、支援業務費」として、約4.2億と記載されていますが、内訳をお知らせ下さい。	内訳の公表はできません。
26	基本計画書23頁 概算事業費及び 財源計画	その他、「設計費、工事監理費、支援業務費」として、約4.2億と記載されています「設計費および工事監理費」には付属A棟、B棟、C棟の解体工事に係る設計監理費や旧消防署の改修工事に係る設計監理費が含まれ、「支援業務費」には発注支援業務および基本計画費、オフィス環境整備業務、文書管理適正化支援業務、敷地測量業務費、地盤調査業務費などが含まれると考えて宜しいでしょうか。また、本D Bからみた別途業務の内、既に金額が確定している業務の内訳をご教授下さい。	概算事業費の「その他」については、旧消防庁舎改修関連費用及び令和4年度に実施の業務（基本計画作成・発注支援業務、オフィス環境整備業務、文書管理適正化支援業務、測量業務、地質調査業務）は含んでいません。また、業務の内訳については、現段階での公表はできません。
27	基本計画書23頁 概算事業費	備品什器として約4.3億とありますが、備品什器には家具工事および工事に係る設計監理費を含むと考えて宜しいでしょうか。	工事に係る設計監理費は含んでいません。
28	基本計画書23頁 概算事業費 要求水準書	「移転：庁舎、防災行政無線、県防災設備、震度計」とありますが、本D Bには含まないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、移転（引越し）、防災機器類の移設は本DB業務に含みません。
29	要求水準書 (3)業務遂行上の 優先順位 I.P2	「工」に設計図書とは、基本・実施設計図のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	要求水準書 (2)コスト管理「ウ」 P23	基本設計完了時の見積りで契約額を超過した場合、基本設計の見直し等受注者の責任で対策を立案し」とあります。提案時の経済的な設計とコスト提案をしている場合、要求水準を満たせなく可能性が考えられます。一方、急激な物価上昇もあり、受注者側の責では対応しきれない場合は、物価上昇分の増額を含めた協議と考えて宜しいでしょうか。	契約後の急激な物価上昇については、契約書及び契約約款に基づき協議を行います。
31	要求水準書	家具工事および什器備品工事に関する設計監理業務および施工業務は本D Bには含まないと考えて宜しいでしょうか。	家具工事及び什器備品工事に関する設計監理業務及び施工業務は含みませんが、要求水準で求めた付帯工事の協力業務及び安全管理、工程管理はDB業務に含みます。

様式3

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
32	様式0－様式リスト	<p>様式7-5欄に「各配置予定技術者は、実施要領「4. 参加資格（4）実施体制」に記載の必要な資格及び実績を必ず記入してください。」とありますが、（実施要領「4. 参加資格（4）実施体制」）には資格のみで実績の記載はありません。また、「評価基準 別表1 実績・体制評価基準」の各項目を満たす実績を記入してください。とありますが評価基準において主任技術者の実績は評価の対象となっておりません。従って、「様式7-5」の「実績・体制評価に係る提案書（設計主任技術者の業務実績）（施工主任担当者の業務実績）（監理業務主任技術者の業務実績）」については、様式の体裁とおり「資格」などを記載することとし、業務実績を記載する必要は無いと考えて宜しいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
		以上	